

## 第10章 事後調査計画

本事業の実施にあたっては、対象事業実施区域及びその周辺地域の環境保全を図るとともに、予測結果の検証、環境の保全のための措置の確認などのために事後調査を実施する。

また、事後調査報告書を作成した際には、速やかに関係地域の自治体に送付するとともに、新たな環境保全措置を講ずるよう佐賀県知事から求められた際には、その実施状況についても報告する。

### 1 事後調査の目的と実施理由

事後調査の目的と実施する（しない）理由を表10.1-1、表10.1-2に示す。

なお、事後調査項目については、本事業はDBO方式で実施し、今後に実施設計が行われること等により、不確実性を伴っている項目、環境の保全のための措置を講じることを前提として予測を行い、環境影響の低減を評価した項目等を考慮して選定した。

**表10.1-1(1/2) 事後調査の目的と実施する（しない）理由（工事中）**

項目	細項目	事後調査の目的			実施する（しない）理由
		予測の不確実性に伴う 予測結果の 変化の程度 注1	環境の保全 のための措 置の実施状 況の確認 注2	その他	
<b>発生源調査</b>					
	工事計画確認調査	○	—	—	本環境影響評価で想定した工事工程等は、今後の実施設計、施工計画等により変更になる場合があることから、実際の工事計画、進捗状況を確認し、必要に応じて各事後調査項目の時期、頻度、調査地点を再検討するため、工事計画確認に関する調査を実施する。
発生源 強度確 認調査	建設機械の稼働 騒音	○	○	—	本環境影響評価では、想定される範囲内で最大限の建設機械の稼働を考慮して予測した。ただし、実施設計、施工計画を立案する前段での予測であるため、工種やその組み合わせ、建設機械の配置等に不確実性が伴う。また、環境保全措置（仮囲いの設置(3m)）を講じるものとして予測したことから、建設機械の稼働騒音に関する事後調査を実施する。
	建設機械の稼働 振動	○	—	—	本環境影響評価では、想定される範囲内で最大限の建設機械の稼働を考慮して予測した。ただし、実施設計、施工計画を立案する前段での予測であるため、工種やその組み合わせ、建設機械の配置等に不確実性が伴う。したがって、建設機械の稼働振動に関する事後調査を実施する。
	水質（水の濁り）	○	○	—	工事の実施による濁水について、環境保全措置（沈砂池の設置）を講じるものとして予測した。ただし、実施設計、施工計画を立案する前段での予測であるため、予測条件の前提となる環境の保全のための措置の実施状況を確認する必要がある。したがって、工事の実施による濁水に関する事後調査を実施する。
予測・評価の再検討		—	—	工事内容の 変更の有無 及び変更に 伴う予測評 価の再検討	本環境影響評価において予測条件とした事業内容と実際の工事内容を比較検討するとともに、変更に至った経緯を把握し、予測・評価の再検討を行う必要がある場合には、条件の変更に伴う予測評価を行うものとする。

注1 本環境影響評価段階で予測条件とした工事工程、使用する建設機械とその台数、資材等運搬車両の台数等が、今後の実施設計、施工計画等により変更になる場合がある。これらの要因により、予測結果が変化する可能性を含んでいることを予測の不確実性を伴うといい、事後調査の実施により予測結果の変化の程度を把握するものである。

注2 環境の保全のための措置を講じることを前提として予測を行い、環境影響の低減を評価した項目について、実際にその措置が講じられているかを確認し、その効果によって環境保全目標との整合が図られているか否かについて検討するものである。

表 10.1-1(2/2) 事後調査の目的と実施する（しない）理由（工事中）

項目	細項目	事後調査の目的			実施する（しない）理由
		予測の不確実性に伴う予測結果の変化の程度 注1	環境の保全のための措置の実施状況の確認 注2	その他	
<b>環境調査</b>					
大気質	建設機械の稼働	○	○	-	本環境影響評価では、想定される範囲内で最大限の建設機械の稼働を考慮して予測した。ただし、実施設計、施工計画を立案する前段での予測であるため、工種やその組み合わせ、建設機械の配置等に不確実性が伴う。また、環境の保全のための措置（排ガス対策型：1次基準値指定のあるもの）を講じるものとして予測したことから、建設機械の稼働について事後調査を実施する。
	資材及び機械の運搬に用いる車両の運行	○	-	-	本環境影響評価では、想定される範囲内で最大限の資材等運搬車両台数を考慮して予測した。ただし、実施設計、施工計画を立案する前段での予測であるため、工事工程や進捗状況により交通量等に不確実性が伴う。資材及び機械の運搬に用いる車両の運行に関する事後調査を実施する。
	造成等の施工	○	-	-	本環境影響評価では、想定される範囲内で最大限の建設機械の稼働を考慮して予測した。ただし、実施設計、施工計画を立案する前段での予測であるため、工種やその組み合わせ、建設機械の配置等に不確実性が伴う。したがって、工事の実施に伴う影響について事後調査を実施する。
騒音	資材及び機械の運搬に用いる車両の運行	○	-	-	本環境影響評価では、想定される範囲内で最大限の資材等運搬車両台数を考慮して予測した。ただし、実施設計、施工計画を立案する前段での予測であるため、工事工程や進捗状況により交通量等に不確実性が伴う。資材及び機械の運搬に用いる車両の運行に関する事後調査を実施する。
振動	資材及び機械の運搬に用いる車両の運行	○	-	-	本環境影響評価では、想定される範囲内で最大限の資材等運搬車両台数を考慮して予測した。ただし、実施設計、施工計画を立案する前段での予測であるため、工事工程や進捗状況により交通量等に不確実性が伴う。資材及び機械の運搬に用いる車両の運行に関する事後調査を実施する。
地形及び地質（地盤）	造成等の施工	-	○	-	地盤について、鋼製矢板等による山留めにより地盤を安定させ、さらに工事の進捗に合わせ切梁支保工等を設け、山留め壁側面への土圧に対する補強を行うものとして予測した。ただし、実施設計、施工計画を立案する前段での予測であるため、予測条件の前提となる環境の保全のための措置の実施状況を確認する必要がある。したがって、地盤に関する事後調査を実施する。
動物	造成等の施工	-	○	-	動物のうち、魚類、底生生物については、水の濁りに対する環境保全のための措置講じるものとして予測したことから、環境の保全のための措置の実施状況、効果を確認する必要がある。
植物	造成等の施工	-	○	-	植物について、環境保全のための措置として、ミゾコウジュは周辺の草地など適切な場所に移植を行うこととしたことから、環境の保全のための措置の実施状況を確認する必要がある。
人と自然との触れ合い活動の場	資材及び機械の運搬に用いる車両の運行	-	○	-	予測では、資材等運搬車両に対する環境の保全のための措置を講じ、利用者の安全を確保することとしたため、予測条件の前提となる環境の保全のための措置の実施状況を確認する必要がある。
廃棄物等	造成等の施工	-	○	-	本環境影響評価では、再資源化率及び産業廃棄物の排出及び処理状況（平成28年度実績）に示された再生利用率以上の再資源化を目指すものとして予測した。実際の工事中における再資源化状況等について、事後調査を実施する。
温室効果ガス等	資材及び機械の運搬に用いる車両の運行 建設機械の稼働	○	-	-	本環境影響評価では、想定される範囲内で最大限の資材等運搬車両台数、建設機械の稼働を考慮して予測した。ただし、実施設計、施工計画を立案する前段での予測であるため、工事工程や進捗状況により交通量等に不確実性が伴う。温室効果ガスに関する事後調査を実施する。

注1 本環境影響評価段階で予測条件とした工事工程、使用する建設機械とその台数、資材等運搬車両の台数等が、今後の実施設計、施工計画等により変更になる場合がある。これらの要因により、予測結果が変化する可能性を含んでいることを予測の不確実性を伴うといい、事後調査の実施により予測結果の変化の程度を把握するものである。

注2 環境の保全のための措置を講じることを前提として予測を行い、環境影響の低減を評価した項目について、実際にその措置が講じられているかを確認し、その効果によって環境保全目標との整合が図られているか否かについて検討するものである。

表 10.1-2(1/2) 事後調査の目的と実施する（しない）理由（供用時）

項目	細項目	事後調査の目的			実施する（しない）理由
		予測の不確実性に伴う予測結果の変化の程度 注1	環境の保全のための措置の実施状況の確認 注2	その他	
<b>発生源調査</b>					
	施設計画確認調査	○	—	—	本環境影響評価で想定した施設計画と竣工した施設内容、環境保全のための措置の内容を確認し、必要に応じ、各事後調査項目の調査時期、頻度、調査地点を再検討するため、施設計画確認に関する調査を実施する。
発生源強度確認調査	ばい煙調査	○	○	—	予測は施設計画に基づき行った。ただし、自主規制値の遵守、適切な運転管理の実施を前提としている。また、実施設計を立案する前段で行っているため、排出ガス諸元等に不確実性が伴う。したがって、自主基準値の遵守、運転管理状況の把握、並びに排ガス諸元等の確認を目的として、ばい煙調査を行う。
	施設稼働騒音、低周波音	○	○	—	予測は施設計画に基づき行った。一方、環境の保全のための措置として、壁面の吸音処理や低騒音型機器の設置等により影響の低減を図ることとしている。低周波音については、類似施設を参考にした環境保全のための措置講じることから影響は低減されるものと考えた。 また、実施設計を立案する前段で予測を行っているため、施設全体配置、設置機器、機器配置等に不確実性が伴う。したがって、環境の保全のための措置が確実に実施されているかの確認を含めて、施設稼働騒音・低周波音に関する事後調査を実施する。
	施設稼働振動	○	—	—	予測は施設計画に基づき実施したが、実施設計を立案する前段で行っているため、施設全体配置、設置機器、機器配置等に不確実性が伴う。したがって施設稼働振動に関する事後調査を実施する。
	施設からの悪臭	○	○	—	施設から漏洩する悪臭の影響について予測した結果、環境の保全のための措置の実施により、影響は低減されると評価した。ただし、予測は実施設計を立案する前段で行っているため、施設配置や環境の保全のための措置の内容等に不確実性が伴う。したがって、環境の保全のための措置が確実に実施されているかの確認を含めて悪臭に関する事後調査を実施する。
予測・評価の再検討		—	—	施設計画の変更の有無及び変更に伴う予測評価の再検討	本環境影響評価において予測条件とした施設計画と竣工した施設を比較検討するとともに、変更に至った経緯を把握し、予測・評価の再検討を行う必要がある場合には、条件の変更に伴う予測評価を行うものとする。

注1 本環境影響評価時に予測条件とした施設計画（施設配置、設置機器の種類・配置、施設の色調等）、廃棄物運搬車両の台数が、今後の実施設計、施工計画等により変更になる場合がある。これらの要因により、予測結果が変化する可能性を含んでいることを予測の不確実性を伴うといい、事後調査の実施により予測結果の変化の程度を把握するものである。

注2 環境の保全のための措置を講じることを前提として予測を行い、環境影響の低減を評価した項目について、実際にその措置が講じられているかを確認し、その効果によって環境保全目標との整合が図られているか否かについて検討するものである。

表 10.1-2(2/2) 事後調査の目的と実施する（しない）理由（供用時）

項目	細項目	事後調査の目的			実施する（しない）理由
		予測の不確実性に伴う予測結果の変化の程度 注1	環境の保全のための措置の実施状況の確認 注2	その他	
<b>環境調査</b>					
大気質	施設の稼働（排ガス）	○	○	—	予測は施設計画に基づき行った。ただし、自主規制値の遵守、適切な運転管理の実施を前提としている。また、実施設計を立案する前段で行っているため、排出ガス諸元等に不確実性が伴う。したがって、周辺環境への影響を把握するために環境大気質調査を行う。
	廃棄物の搬出入	○	—	—	
騒音	廃棄物の搬出入	○	—	—	本環境影響評価では、想定される範囲内で最大限の廃棄物運搬車両台数を考慮して予測した。ただし、収集運搬計画を立案する前段での予測であるため、交通量等に不確実性が伴う。廃棄物の搬出入に関する事後調査を実施する。
振動	廃棄物の搬出入	○	—	—	
悪臭	施設の稼働（排ガス）	—	○	—	予測の結果、特定悪臭物質の13項目については敷地境界における規制基準を超えるものとなり、規制基準を満足するための悪臭物質の許容流量を適用することとしたため事後調査を実施する。
地形及び地質（地盤）	施設の存在	—	—	—	地下構造物の規模が地下水面の広がりからみると小さく局所的であり、地下水は構造物の周囲を迂回して流れると考えられること、地下水の利用は、事前の揚水試験により、井戸が有する揚水能力、周辺既存井戸への影響のないことを確認のうえ利用することとすることから事後調査は実施しない。
地形及び地質（土壤）	施設の稼働（排ガス）	○	○	—	土壤への影響要因は、大気質に由来することから事後調査を実施する。
動物	地形改変及び施設の存在	—	—	—	重要な種による対象事業実施区域の直接的な利用は確認されず、注目すべき生息地等は改変されないことから、動物に係る事後調査は実施しない。
植物	地形改変及び施設の存在	—	—	—	植物について、環境保全のための措置として、ミゾコウジュは周辺の草地など適切な場所に移植を行うこととしたが、事後調査は工事着手前、工事期間中に完了する。
人と自然との触れ合い活動の場	地形改変及び施設の存在	—	—	—	事業の実施にあたって、いずれの人と自然との触れ合い活動の場に対しても地形改変を伴うものはない。また、計画施設とそれぞれの触れ合いの場の距離により、施設の存在による地域住民の地域行事、日常生活における利用環境に影響を及ぼすことは少ないとから、事後調査は実施しない。
	廃棄物の搬出入	—	○	—	予測では、廃棄物運搬車両に対する環境の保全のための措置を講じ、利用者の安全を確保することとしたため、予測条件の前提となる環境の保全のための措置の実施状況を確認する必要がある。
景観	地形改変及び施設の存在	○	○	—	事業の実施にあたって、環境保全のための措置として、施設の色彩の工夫、態及び意匠とすることにより、無機的な人工構造物として存在感を低減する。ただし、予測は実施設計を立案する前段で行っているため、建築物規模や形状等に不確実性が伴う。したがって、対策が確実に実施されているか、並びに不確実性を伴う内容の確認を目的として事後調査を実施する。
廃棄物等	施設の稼働	—	○	—	本環境影響評価では、処理生成物の資源化を前提に評価したことから、資源化状況について事後調査を実施する。
温室効果ガス等	温室効果ガスの発生量	○	—	—	本環境影響評価では、工事中の建設機械の稼働、資材等の運搬に伴う温室効果ガスの排出が見込まれるが、計画施設の稼働に伴い、現有施設と比較して相当量の温室効果ガスの削減につながり、稼働後1年以内で、温室効果ガス排出量の削減に大きく貢献できると考えられた。ただし、予測は実施設計を立案する前段で行っているため、プラント性能等に不確実性が伴う。したがって、温室効果ガスの発生量に関する事後調査を行う。

注1 本環境影響評価時に予測条件とした施設計画（施設配置、設置機器の種類・配置、施設の色調等）、廃棄物運搬車両の台数が、今後の実施設計、施設計画等により変更になる場合がある。これらの要因により、予測結果が変化する可能性を含んでいることを予測の不確実性を伴うといい、事後調査の実施により予測結果の変化の程度を把握するものである。

注2 環境の保全のための措置を講じることを前提として予測を行い、環境影響の回避・低減を評価した項目について、実際にその措置が講じられているかを確認し、その効果によって環境保全目標との整合が図られているか否かについて検討するものである。

## 2 事後調査計画

### 2.1 工事中

工事の実施時における事後調査計画の内容は、表 10.2-1 に示すとおりとした。

表 10.2-1(1/2) 事後調査計画【発生源調査】(工事の実施時)

項目	細項目	調査項目	調査地点	調査時期及び調査方法
工事計画確認調査	工事計画、工事方法、環境保全対策の実施状況	—	—	「調査時期」 工事中 「調査方法」 工事計画、工事方法、環境保全対策実施状況の記録の把握・集計による方法
発生源強度確認調査	建設機械の稼働騒音	騒音レベル	敷地境界の3地点	「調査時期」 山留・杭・土工事及び工場棟本体工事において建設機械の稼働台数が多くなる時期（1回） 「調査方法」 「特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準」に定める方法
	建設機械の稼働振動	振動レベル	敷地境界の3地点	「調査時期」 山留・杭・土工事及び工場棟本体工事において建設機械の稼働台数が多くなる時期（1回） 「調査方法」 「振動規制法施行規則」別表第一に定める方法
	水質（水の濁り）	SS	排水口 轟木川 2地点 (放流口上・下流)	「調査時期」 山留・杭・土工事の実施期間中の降雨時（2回／濁水排出時） 「調査方法」 環告59 付表9

表 10.2-1(2/2) 事後調査計画【環境調査】(工事の実施時)

項目	細項目	調査項目	調査地点	調査時期及び調査方法	
大気質	建設機械の稼働	二酸化窒素、浮遊粒子状物質	周辺 1 地点	<p>「調査時期」 山留・杭・土工事及び工場棟本体工事において建設機械の稼働台数が多くなる時期（1週間×1回）</p> <p>「調査方法」 「大気の汚染に係る環境基準について」に定める方法 写真撮影、工事計画、実施状況の工事記録等の把握・集計による方法</p>	
	資材及び機械の運搬に用いる車両の運行	二酸化窒素、浮遊粒子状物質 交通量	走行ルート 1 地点	<p>「調査時期」 資材等運搬車両の走行が最大と考えられる時期（1週間×1回） 交通量は24時間／回×1回</p> <p>「調査方法」 「大気の汚染に係る環境基準について」に定める方法 カウンター計測等による方法 工事計画、実施状況の工事記録等の把握・集計による方法</p>	
	造成等の施工	降下ばいじん	周辺 1 地点	<p>「調査時期」 建設機械の稼働台数が代表的な時期（1月間×1回）</p> <p>「調査方法」 ダストジャー等による方法</p>	
騒音	資材及び機械の運搬に用いる車両の運行	騒音レベル、交通量	走行ルート 1 地点	<p>「調査時期」 資材等運搬車両の走行が最大と考えられる時期（1日（6:00～22:00））</p> <p>「調査方法」 「騒音に係る環境基準について」等に定める方法 カウンター計測等による方法 工事計画、実施状況の工事記録等の把握・集計による方法</p>	
振動	資材及び機械の運搬に用いる車両の運行	振動レベル、交通量	走行ルート 1 地点	<p>「調査時期」 資材等運搬車両の走行が最大と考えられる時期（1日（24時間））</p> <p>「調査方法」 日本工業規格（JIS）に規定する方法 カウンター計測等による方法 工事計画、実施状況の工事記録等の把握・集計による方法</p>	
地形及び地質（地盤）	造成等の施工	環境保全措置の実施状況	対象事業実施区域	<p>「調査時期」 山留・杭・土工事の実施時期</p> <p>「調査方法」 写真撮影、工事計画、実施状況の工事記録等の把握・集計による方法</p>	
動物	造成等の施工	環境保全措置の実施状況	対象事業実施区域	<p>「調査時期」 工事期間中</p> <p>「調査方法」 写真撮影、実施状況の工事記録、水質調査結果等の把握・集計による方法</p>	
植物	造成等の施工	ミゾコウジュの移植、種子の採取、播種、生育状況の確認	対象事業実施区域周辺	<p>「調査時期」 1年目：移植後1～2週間、開花期（5～6月）、結実期（6～7月）、発芽期（9～10月） 2年、3年目：開花期（5～6月）</p> <p>「調査方法」 現地踏査、写真撮影等により生育状況を確認する。</p>	
人と自然との触れ合い活動の場	資材及び機械の運搬に用いる車両の運行	環境保全措置の実施状況	—	<p>「調査時期」 工事期間中</p> <p>「調査方法」 工事計画、実施状況の工事記録等の把握・集計による方法</p>	
廃棄物等	造成等の施工	環境保全措置の実施状況	対象事業実施区域	<p>「調査時期」 工事期間中</p> <p>「調査方法」 工事計画、廃棄物の搬出・再資源化状況の工事記録等の把握・集計による方法</p>	
温室効果ガス等	資材及び機械の運搬に用いる車両の運行 建設機械の稼働	環境保全措置の実施状況	対象事業実施区域	<p>「調査時期」 工事期間中</p> <p>「調査方法」 工事計画、資材等運搬車両、建設機械の稼働台数の把握・集計による方法</p>	

## 2.2 供用時

供用時における事後調査計画の内容は、表 10.2-2 に示すとおりとした。

表 10.2-2(1/2) 事後調査計画【発生源調査】(供用時)

項目	細項目	調査項目	調査地点	調査時期及び調査方法
施設計画確認調査		施設計画、環境保全計画の内容	—	「調査時期」 施設が定常的に稼働している時期 「調査方法」 施設計画、環境保全計画の内容の把握・集計による方法 「調査期間」 稼働後 1 年（1 回／年）
発生源強度確認調査	ばい煙調査	硫黄酸化物、 窒素酸化物、 ばいじん、 塩化水素、 ダイオキシン類、 水銀	煙突 (各炉)	「調査時期」 施設が定常的に稼働している時期 「調査方法」 大気汚染防止法、ダイオキシン類対策特別措置法等に基づく調査結果により把握する。 「調査期間」 稼働後 1 年（6 回／年、ただしダイオキシン類は 1 回／年）注1
	施設稼働騒音	騒音レベル	敷地境界 の 3 地点	「調査時期」 施設が定常的に稼働している時期 「調査方法」 「特定工場等において発生する騒音の規制に関する基準」に定める方法 「調査期間」 稼働後 1 年（1 回／年）注1
	施設低周波音	低周波音レベル	敷地内の 3 地点	「調査時期」 施設が定常的に稼働している時期 「調査方法」 「低周波音の測定方法に関するマニュアル」（平成12年10月環境庁大気保全局）に定める方法 「調査期間」 稼働後 1 年（1 回／年）注1
	施設稼働振動	振動レベル	敷地境界 の 3 地点	「調査時期」 施設が定常的に稼働している時期 「調査方法」 「特定工場等において発生する振動の規制に関する基準」に定める方法 「調査期間」 稼働後 1 年（1 回／年）注1
	施設からの悪臭	特定悪臭物質 臭気指数（煙突のみ）	敷地境界 風上、風下 の 2 地点 及び煙突 (各炉)	「調査時期」 施設が定常的に稼働している時期 「調査方法」 「特定悪臭物質の測定の方法」及び「臭気指数及び臭気排出強度の算定の方法」に定める方法 「調査期間」 稼働後 1 年（1 回／年）注1

注) 1 これらの調査項目は計画施設が稼働する間、調査を継続するものであるが、事後調査としての位置づけは稼働後 1 年とする。

表 10.2-2(2/2) 事後調査計画【環境調査】(供用時)

項目	細項目	調査項目	調査地点	調査時期及び調査方法
大気質	施設の稼働 (排ガス) 廃棄物の搬出入	二酸化硫黄、 二酸化窒素、 浮遊粒子状物質、 塩化水素、 ダイオキシン類、 水銀、 交通量（廃棄物の搬出入を兼ねる1地点）	周辺5地点 (うち、1 地点は廃棄 物の搬出入 を兼ね る。)	「調査時期」 施設が定常的に稼働している時期 注1 「調査方法」 「大気の汚染に係る環境基準について」、「大気汚染物質測定法指針」、「有害大 気汚染物質測定方法マニュアル」、「ダイオキシン類に係る大気環境調査マニュアル」に定める方法 カウンター計測等による方法 「調査期間」 稼働後1年（1週間×2回、ただし塩化水素、水銀は1日測定×7日×2回） 交通量（24時間／回×1回）
騒音	廃棄物の搬出入	騒音レベル・ 交通量	走行ルート 1地点	「調査時期」 廃棄物運搬車両の走行が代表的な時期 「調査方法」 「騒音に係る環境基準について」等に定める方法 カウンター計測等による方法 収集運搬計画等の把握・廃棄物運搬車両台数の集計による方法 「調査期間」 稼働後1年（1日（6:00～22:00））
振動	廃棄物の搬出入	振動レベル・ 交通量	走行ルート 1地点	「調査時期」 廃棄物運搬車両の走行が代表的な時期 「調査方法」 「振動規制法施行規則」別表第2に定める方法 カウンター計測等による方法 収集運搬計画等の把握・廃棄物運搬車両台数の集計による方法 「調査期間」 稼働後1年（1日（8:00～19:00））
悪臭	施設の稼働 (排ガス)	特定悪臭物質の 22項目	周辺5地点	「調査時期」 施設が定常的に稼働している時期 注1 「調査方法」 「特定悪臭物質の測定方法」（昭和47年5月環境庁告示第9号） 「調査期間」 稼働後1年（1回）
土壤	施設の稼働 (排ガス)	環境基準項目 30項目	周辺5地点	「調査時期」 施設が定常的に稼働している時期 注1 「調査方法」 「土壤の汚染に係る環境基準」、「ダイオキシン類に係る土壤調査測定マニュアル」に定める方法 「調査期間」 稼働後1年経過時（1回）
人と自然 との触れ 合い活動 の場	廃棄物の搬出入	環境保全措置 の実施状況	—	「調査時期」 施設が定常的に稼働している時期 「調査方法」 収集運搬計画、運搬記録等の把握、集計による方法
景観	地形改変及び 施設の存在	主要な眺望地点 からの景観	主要眺望 地点 9地点	「調査時期」 施設稼働時（1回） 「調査方法」 写真撮影による方法
廃棄物等	施設の稼働	環境保全措置 の実施状況	計画施設	「調査時期」 施設が定常的に稼働している時期 注1 「調査方法」 廃棄物の搬出・再資源化状況の記録等の把握・集計による方法 「調査期間」 稼働後1年
温室効果 ガス等	温室効果ガス の発生量	廃棄物処理量 及び種類、電気 及び燃料の使用 量	計画施設	「調査時期」 施設が定常的に稼働している時期 注1 「調査方法」 運転記録、稼働記録の把握、集計による方法 「調査期間」 稼働後1年

注) 1 これらの調査項目は計画施設が稼働する間、調査を継続するものであるが、事後調査としての位置づけは稼働後1年とする。

## 2.3 事後調査工程

現段階で想定する事後調査工程は表 10.2-3 に示すとおりである。

表 10.2-3(1/2) 事後調査工程(工事中)

区分	項目	細項目	調査項目	調査地点	調査時期・頻度	年度			
						R 2	R 3	R 4	R 5
工事の実施期間	工事計画確認調査		工事計画、工事方法、環境保全対策の実施状況	—	工事中	↔	↔	↔	↔
	発生源強度確認調査	建設機械の稼働騒音	騒音レベル	敷地境界の3地点	山留・杭・土工事及び工場棟本体工事において建設機械の稼働台数が多くなる時期（1回）	↔	↔	●	↔
		建設機械の稼働振動	振動レベル	敷地境界の3地点	山留・杭・土工事及び工場棟本体工事において建設機械の稼働台数が多くなる時期（1回）	↔	↔	●	↔
大気質	建設機械の稼働	二酸化窒素、浮遊粒子状物質	周辺1地点	山留・杭・土工事及び工場棟本体工事において建設機械の稼働台数が多くなる時期（1週間×1回）	↔	↔	●	↔	↔
	資材及び機械の運搬に用いる車両の運行	二酸化窒素、浮遊粒子状物質、交通量	走行ルート1地点	資材等運搬車両の走行が最大と考えられる時期（1週間×1回）	↔	↔	●	↔	↔
	造成等の施工	降下ばいじん	周辺1地点	建設機械の稼働台数が代表的な時期（1月間×1回）	↔	↔	●	↔	↔
騒音	資材及び機械の運搬に用いる車両の運行	騒音レベル、交通量	走行ルート1地点	資材等運搬車両の走行が最大と考えられる時期（1日（6:00～22:00））	↔	↔	●	↔	↔
振動	資材及び機械の運搬に用いる車両の運行	振動レベル、交通量	走行ルート1地点	資材等運搬車両の走行が最大と考えられる時期（1日（24時間））	↔	↔	●	↔	↔
地形及び地質（地盤）	造成等の施工	環境保全措置の実施状況	対象事業実施区域	山留・杭・土工事の実施時期	↔	↔	↔	↔	↔
動物	造成等の施工	環境保全措置の実施状況	対象事業実施区域	工事期間中 写真撮影、実施状況の工事記録、水質調査結果等の把握・集計による方法	↔	↔	↔	↔	↔
植物	造成等の施工	環境保全措置の実施状況	対象事業実施区域周辺	移植後3年 1年目：移植後1～2週間・開花期（5～6月）・結実期（6～7月）と発芽期（9～10月）の4回 2年目以降：開花期（5～6月）の1回	↔	↔	↔	↔	↔
人と自然との触れ合い活動の場	資材及び機械の運搬に用いる車両の運行	環境保全措置の実施状況	—	工事期間中 工事計画、実施状況の工事記録等の把握・集計による方法	↔	↔	↔	↔	↔
廃棄物等	造成等の施工	環境保全措置の実施状況	対象事業実施区域	工事期間中 工事計画、廃棄物の搬出・再資源化状況の工事記録等の把握・集計による方法	↔	↔	↔	↔	↔
温室効果ガス等	資材及び機械の運搬に用いる車両の運行 建設機械の稼働	環境保全措置の実施状況	対象事業実施区域	工事期間中 工事計画、資材等運搬車両、建設機械の稼働台数の把握・集計による方法	↔	↔	↔	↔	↔

事後調査結果報告書

注) 調査予定は現段階で想定する工事工程に基づくものであり、今後の実施設計、施工計画により実施時期が変更になる場合がある。

破線矢印は、その間において適宜時期を設定して調査を実施するものを示す。

事後調査結果報告書の欄において●は報告書の作成を、○は必要に応じて作成することを意味する。

表 10.2-3(2/2) 事後調査工程(供用時)

区分	項目	細項目	調査項目	調査地点	調査時期・頻度	R 6	R 7 以降	備考	
供用時	施設計画確認調査	施設計画、環境保全計画の内容	—	施設が定常に稼働している時期	●	●	●		
	発生源強度確認調査	ばい煙調査	硫黄酸化物、窒素酸化物、ばいじん、塩化水素、ダイオキシン類、水銀	煙突(各炉)	稼働後1年(6回/年、ただしダイオキシン類は1回/年)	●	●		
		施設稼働騒音	騒音レベル	敷地境界の3地点	稼働後1年(1回/年)	●	●	●	
		施設低周波音	低周波音レベル	敷地境界の3地点	稼働後1年(1回/年)	●	●	●	
		施設稼働振動	振動レベル	敷地境界の3地点	稼働後1年(1回/年)	●	●	●	
		施設からの悪臭	特定悪臭物質臭気指数(煙突のみ)	敷地境界風上、風下の2地点及び煙突(各炉)	稼働後1年(1回/月)	●	●	●	本調査項目は計画施設が稼働する間、調査を継続するものであるが、事後調査としての位置づけは稼働後1年とする。
大気質	施設の稼働(排ガス) 廃棄物の搬出入	二酸化硫黄、二酸化窒素、浮遊粒子状物質、塩化水素、ダイオキシン類、水銀、交通量(廃棄物の搬出入を兼ねる1地点)	周辺5地点(うち、1地点は廃棄物の搬出入を兼ねる。)	稼働後1年(1週間×2回、ただし塩化水素、水銀は1日測定×7日×2回)	●	●	●		
騒音	廃棄物の搬出入	騒音レベル、交通量	走行ルート1地点	稼働後1年(1日(6:00~22:00))	●	●	●		
振動	廃棄物の搬出入	振動レベル、交通量	走行ルート1地点	稼働後1年(1日(8:00~19:00))	●	●	●		
悪臭	施設の稼働(排ガス)	特定悪臭物質の22項目	周辺5地点	稼働後1年(1回)	●	●	●	本調査項目は計画施設が稼働する間、調査を継続するものであるが、事後調査としての位置づけは稼働後1年とする。	
土壤	施設の稼働(排ガス)	環境基準項目30項目	周辺5地点	稼働後1年経過時(1回)	●	●	●		
人と自然との触れ合い活動の場	廃棄物の搬出入	環境保全措置の実施状況	計画施設	稼働後1年	●	●	●		
景観	地形変更及び施設の存在	主要な眺望地点からの景観	主要眺望地点9地点	施設稼働時(1回)	●	●	●		
廃棄物等	施設の稼働	環境保全措置の実施状況	計画施設	稼働後1年	●	●	●	本調査項目は計画施設が稼働する間、調査を継続するものであるが、事後調査としての位置づけは稼働後1年とする。	
温室効果ガス等	温室効果ガスの発生量	環境保全措置の実施状況	計画施設	稼働後1年	●	●	●		

注) 調査予定は現段階で想定する工事工程に基づくものであり、実施時期が変更になる場合がある。

破線矢印は、その間において適宜時期を設定して調査を実施するものを示す。

## 2.4 その他の必要な事項

### 1) 事後調査の実施者

佐賀県東部環境施設組合

### 2) 苦情等の連絡先・対応の方法

苦情等は、下記において原則として書面で受け付ける。

佐賀県東部環境施設組合

佐賀県三養基郡みやき町大字簗原 4372 番地

TEL: 0942-81-8845